

## 【 戸籍等の郵便請求のご案内 】

### ◎ 請求に必要なものは全部で4点

#### ① 戸籍等の交付請求書(別紙をご利用ください。)

内容を正確にご記入ください。不備がありますと交付が遅れる場合があります。不明な点がある場合は、お電話で確認させていただきますので電話番号を必ずご記入ください。

#### ② 請求者(あなた)の身分証明書の写し

請求するかたの本人確認のため、運転免許証・マイナンバーカードなどのコピーを同封してください。《ただし、健康保険の被保険者証(保険証)の場合は、もう1点本人確認のできるもの(例えば、国民年金手帳、年金証書など)のコピーを同封してください。》

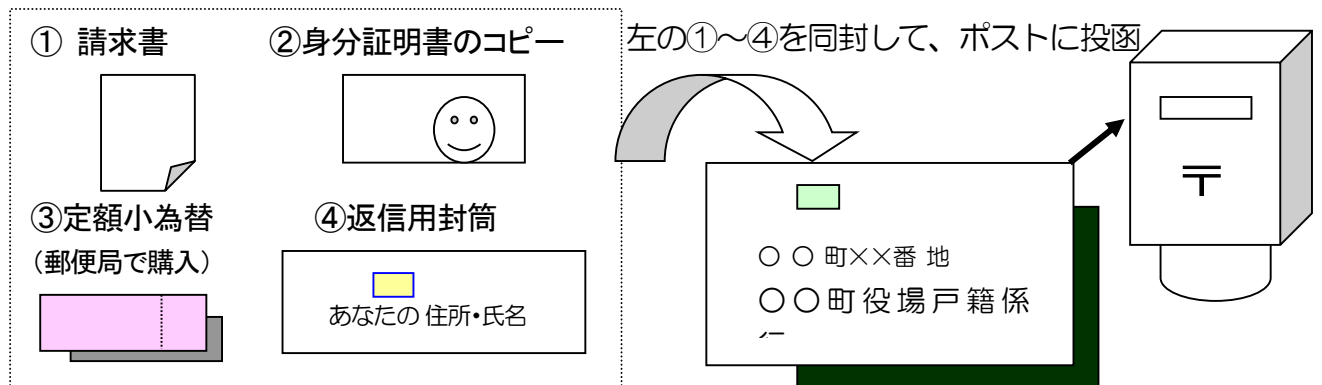
#### ③ 手数料

手数料はゆうちょ銀行または郵便局の<sup>ていかくがわせ</sup>定額小為替をご利用ください。収入印紙・切手・現金では受付できません。

手数料は各市区町村により異なりますので、事前に請求先の市区町村にお電話等でご確認ください。

#### ④ 返信用封筒

請求者(あなた)の住所・氏名を記入した封筒に切手を貼り、同封してください。郵便料金不足の場合は「受取人様払い」とさせていただきますので、ご了承ください。なお、送付先は住民登録地となります(勤務先等には送付できません)。



### ◎ 所要日数

郵送の場合、《証明書の処理日数(2～3日程度)＋配達日数》が必要です。その日数を見込みのうえ、ご請求ください。

### ◎ 請求者について

本人・配偶者または直系親族以外のかたからの戸籍謄抄本等の請求については、交付できない場合があります。代理のかたが請求する場合は、委任状もあわせて同封してください。

※ 取扱いは、市区町村によって多少異なりますので、ご不明な点は事前に請求先の市区町村へお電話等でお問い合わせのうえ、ご請求ください。

#### ★ 戸籍の豆知識 ★

- 戸籍謄本(とうほん)…戸籍に記載されている全員の写し
- 戸籍抄本(しょうほん)…戸籍に記載されているものの一部の人の写し
- 除籍(じよせき)…戸籍から死亡、婚姻、離婚、転籍等により全員が抜けて、一人も残っていないものが除籍となります。
- 改製原戸籍(かいせいげんこせき)…現在の戸籍に改製される前の戸籍(平成改製原、S33年改製原など人によって有無の違いがあります。古いものには親族全員が記載されている場合もあります)
- 戸籍附票(こせきふひょう)…その戸籍が編製されてからの住民登録の異動順の履歴簿(改製されている場合があります)

● この様式は、川島町のホームページ(<http://www.town.kawajima.saitama.jp>)からダウンロードできます。